

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令案（概要）

平成29年1月

## 1. 趣旨及び概要

平成28年12月14日に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）が公布され、同法附則第1項により公布の日から起算して2月を経過した日（平成29年2月14日）から施行されることとなっている（ただし、法第4章の規定は公布の日から施行。）。

法第2条第3号において、不登校児童生徒について「相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」と規定されていることを踏まえ、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を参考にしながら、文部科学大臣が定める状況について文部科学省令において定めることとする。

<参考>

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

## 2. 施行期日（予定）

平成29年2月14日（法の施行の日）